

# 公益財団法人ソーシャルサービス協会

## 第14回評議員会 議事録

1 開催日時 2018年3月23日(金)午後1時00分～午後3時10分

2 開催場所 全日自労6F会議室

3 評議員 総数 5人

4 出席した評議員数

内訳 本人出席 4人

齋藤眞一 廣瀬肇 福富保名 宮本禮二郎

欠席者名 平山博雄 1人

5 監事の出席 伊藤東一 磯野紀子

6 理事の出席

理事長・神田豊和 常務理事・濱田茂

事務局 事務局次長・秋山明子

### 7 議題

議題：第1号議案 議事録署名人の件

第2号議案 第13回評議員会及び第17回理事会以降近々の事業報告

第3号議案 内閣府立ち入り調査での指摘事項への対策

第4号議案 2017年度のまとめの件

第5号議案 2018年度事業計画(案)の件

第6号議案 2018年度予算(案)の件

第7号議案 塩釜事業所閉鎖の件

第8号議案 定款変更の件(従たる事業所の変更)

第9号議案 定款変更の件(第24条3項の変更)

第10号議案 常勤役員報酬規程の変更の件

第11号議案 次回評議員会開催の件

### 8 議長等選任および会議成立の定足数の確認

定刻に至り、神田豊和理事長は開会を宣し、濱田茂常務理事が定款20条にもとづき評議員会の定足数を報告した。続いて議長に互選で福富保名評議員を選出し、本日の評議員会は定数を満たしたので有効に成立した旨を告げたあと議題に入った。

### 9 議事の経過の要領と審議状況及び決議の結果

上記のとおり出席だったので、本評議員会は適法に成立した。

10 福富議長から議事録作成についての提起があり、濱田茂常務理事を全体で承認した。

### 第1号議案 議事録署名人の選出の件

福富議長から指名により神田理事長が第1号議案である議事録署名人に議長の福富保名評議員、評議員の廣瀬肇、宮本禮二郎の両氏を指名した。

議長はその賛否を問うたところ、満場異議なく承認を受けた。

### 第2号議案 第13回評議員会及び第17回理事会以降近々の事業報告

福富議長からの指名により、濱田常務理事が第2号議案である第13回評議員会及び第17回理事会以降近々の事業報告をおこなった。第17回理事会の議事録にもとづく報告につづいて、2月26日に開催された第16回3部門・部長の事務局会議の報告、3月19日に開催された全国所長会議(12/1~2)の報告、本部貸室のテナント確保の取り組みの報告、協会だよりの発行、伊藤・磯野監事による事業所監査及び第三四半期本部監査の報告がされた。つづいて神田理事長から、3月23日午前に行われた評議員会選定委員会で次期評議員候補者と補欠評議員が議決されたことが報告された。また、京都事業所での職場内の団結上の問題についてその後も継続して調整に当たっているという報告がされた。

議長は2号議案の報告についてその承認を問うたところ、満場異議なくこれを承認した。

### 第3号議案 内閣府立ち入り調査での指摘事項への対策

福富議長からの指名により、濱田常務理事から内閣府立ち入り調査時の指摘事項と対応策について報告された。改善として、2018年度より以下のようにしていく提案がされた。

- 1) 売上げの1.5%の本部分担金制度をやめる。
- 2) 本部による資金管理を行う。資金を全体の運営に活用する。

本部の運用は定款第6条「資産の管理は理事長がおこなうものとし、その方法は理事会の議決による」に基づいて行う。

- 3) 従たる事業所は原則として3ヶ月分の流動資産を確保しておく。
- 4) 本来あるべき姿、一本化された経営として運営していく。
  - ・就業規則、賃金体系の一本化を図る
  - ・職員採用時は本部で面接をする(I.Tを活用した面接方法の検討)
- 5) 今後は部門別損益管理とする。従たる事業所は部門扱いとする。
  - ・これまでの介護部門〇〇事業所、清掃部門〇〇事業所、宿泊部門〇〇事業所、自立支援部門〇〇事業所、職業訓練部門〇〇事業所、収益部門〇〇事業所など
- 6) 法人全体で経営改善に取り組む

- ・法人本部の体制の強化と経費の見直しについて検討する。
- ・従たる事業所の赤字については、法人として取り組み、対策を講じる。

従来の3部門部長会議（3カ月ごと開催）を経営会議と位置づけ、必要な場合は臨時の開催も行う（ITを活用した会議方法の検討）

#### 7) 借入金については計画的に返済していく。

現在返済中のものについても、債権者に相談し理解を得ながら進めていく。

提案に対して、宮本評議員より「改善提案はその通りであると思う。しかし長くこれまでの方式でやって来ているので、感情の難しさがあると思う。だからしっかりした改善スケジュールを立てて、ムリがないように進めていくことだと思う。拙速は避けるべきです。」「理事会が任務を分かち合うことが必要だ」と意見が出された。伊藤監事から「公益であること、元気な高齢者が働き続けられる職場であることなどのコンセプトをみんなのものにして握って離さないことが大切」など意見が出された。

議長はその賛否を問うたところ、満場異議なくこれを決議した。

#### 第4号議案 2017年度のまとめの件

福富議長からの指名により、濱田常務理事から、2017年度の分野ごとの事業活動が報告された。清掃事業分野は前年と同様に実施できている。介護は収入の確保とヘルパーなどの人員確保にどこも苦戦している。せせらぎが閉鎖をよぎなくされたこと。宿泊事業が入所者の確保に苦戦を強いられていること、ワークセンターの次年度からの宿泊事業を閉鎖し、他へ移すことが検討されていることなどが報告された。全体の剩余予算は、第三四半期で3,767千円の目標であったが、結果はワークセンターが未入力状況（4～9月までの入力）で▲19,104千円で予算差▲22,871千円、前年差▲25,253千円。収入予算299,569千円に対し280,383千円で、予算に▲19,186千円と大幅な収入未達成。支出は予算295,792千円に対し299,066千円で、予算に+3,274千円、前年に+3,867千円。塩釜事業所、ITセンター、京都事業所の赤字合計▲14,869千円が全体の悪化の大きな要因となっていることに触れ、それぞれの要因について報告された。年度決算の見通しとして、1円でも黒字にすることさえ難しい状況。公益財団法人ソーシャルサービス協会は3期連続の赤字で推移している。2017年度はなんとしても黒字決算が求められている。4期連続の赤字が避けられないところに追い込まれている。いま一度、未収金の計上、予定している業務を確実に確保することなど、収入増につながる努力をすること。支出はあらためて全項目見直しをして、無駄がないか点検してみると。次年度に回せるものは見合わせること、という報告がされた。

審議の結果、議長はその賛否を問うたところ、満場異議なくこれを決議した。

#### 第5号議案 2018年度事業計画（案）の件

福富議長からの指名により、濱田常務理事から、各事業所から出された2018年度の事業計画（案）と剩余予算（案）について報告がされた。要検討事項として、京都ワークセンターの今後の事業開拓プロジェクトの件、ヘルパー確保の件、宿泊の入所者の確保の件、清掃委託事業の確保、ユニオ

ソコーポのテナント確保、ITセンターの障害者マークの活用があげられた。

議長はその賛否を問うたところ、満場異議なくこれを決議した。

## 第6号議案 2018年度予算（案）の件

福富議長からの指名により、濱田常務理事から、2018年度予算（案）について、事業所から提案されたものを集計した結果が報告された。それによると結果は、321万円の黒字となっている。予算作成時に提案した必要利益は600万円であったが、不足279万円について、ITセンターの赤字予算の再検討、本部費用の見直し、各事業所で今一度収入と支出についての再検討をすることが報告された。秋山事務局次長から補足説明がされた。本部の予算案について、従来の収入の1.5%を本部に上納するというあり方を改めて、本部機能を維持する為の費用を各事業所で分担金として負担していただく。全体の資金は本部管理とする。事業所には原則として3カ月分の費用を流動資金として置く。本部は、資金で赤字事業所の運営を援助するが、事業所の収入や支出のあり方を強力に指導するという提案がされた。

審議の結果、議長はその賛否を問うたところ満場異議なく決議された。

## 第7号議案 塩釜事業所閉鎖の件

福富議長からの指名により、濱田常務理事から、「塩釜事業所」の閉鎖の提案がされた。閉鎖の理由は、「平成28年11月より業務成績の悪化、1年間努力はしたもの叶う事はなく、原因として考えられる事は、人手不足です。新規利用者が来ても、対応できなく、現在に至りました。その様な中で最も大きな原因は、本部費、顧問料、1.5%に値上り、大きな痛手です。借入金は増える一方で、このままの状態で事業継続は、不可能と決断致しました。」というもので、「平成30年3月31日を以て閉鎖します」とある。

審議の結果、議長はその賛否を問うたところ、満場異議なくこれを決議した。

## 第8号議案 定款変更の件（従たる事業所の変更）

福富議長からの指名により、濱田常務理事が、「塩釜事業所」の閉鎖にもとづいて定款の変更が必要になり、定款第2条の従たる事業所の変更届の提案がされた。

### 定款変更の件（塩釜事業所閉鎖につき）

変更理由： 塩釜事業所閉鎖による従たる事業所の変更のため

変更前	変更後
(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都 新宿区に置く。 2 この法人は、従たる事務所を以下の方 に置く。 (1) 旭川事業所 北海道旭川市東光 一条二丁目1番7	(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都 新宿区に置く。 2 この法人は、従たる事務所を以下の方 に置く。 (1) 旭川事業所 北海道旭川市東光一 条二丁目1番7号

(2) 青森事業所	号 青森県青森市青柳 一丁目8番13号	(2) 青森事業所	青森県青森市青柳一 丁目8番13号
(3) 塩釜事業所	宮城県塩釜市石堂 3番15号	(3) 仙台事業所	宮城県仙台市太白区 中田三丁目5番2 3号
(4) 仙台事業所	宮城県仙台市太白 区中田三丁目5番 23号	(4) 多摩支所	東京都東村山市本町 一丁目13番地5 1号 大塚ビル1 01号
(5) 多摩支所	東京都東村山市本 町一丁目13番地 51号 大塚ビル 101号	(5) I Tセンター	愛知県名古屋市中区 錦二 丁目8番26号 宮井ビ ル 7階
(6) I Tセンター	愛知県名古屋市中 区錦二 丁目8番26号 宮井ビ ル 7階	(6) 京都事業所	京都府京都市南区上 鳥羽仏現寺町43 番地
(7) 京都事業所	京都府京都市南区 上鳥羽仏現寺町4 3番地	(7) ワークセンター	京都府京都市南区上 鳥羽高畠町69番 地
(8) ワークセンター	京都府京都市南区 上鳥羽高畠町69 番地	(8) 田川事業所	福岡県田川市新町1 0番60号
(9) 田川事業所	福岡県田川市新町 10番60号	(9) 宮若事業所	福岡県宮若市大字本 城428番地1
(10) 宮若事業所	福岡県宮若市大字 本城428番地1	(10) 福岡事業所	福岡県田川市大字伊 田4969番地
(11) 福岡事業所	福岡県田川市大字 伊田4969番地	(11) 都城事業所	宮崎県都城市郡元二 丁目7番地1
(12) 都城事業所	宮崎県都城市郡元 二丁目7番地1		

審議の結果、議長は提案事項のその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

#### 第9号議案 定款変更の件（第24条3項の変更）

福富議長からの指名により、濱田常務理事から内閣府立ち入り調査時に指摘をうけて「定款第24条第3項」の改定の提案がされた。

変更理由：内閣府立ち入り調査時に指摘をうけて改定する。

##### （指摘事項）

代表理事及び常務理事の職務執行状況報告は3カ月に1回以上（定款第24条第3項）としていますが、この場合、3カ月以内に必ず理事会を開催しないと違法になります。一般法人法第91条第2項では、定款に「毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上」と定めることができるとしており、ほとんどの公益法人でそのように規定していますので、見直しをお勧めいたします。

(変更案)

現 状	改 定
<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。</p> <p>3 理事長及び常務理事は、<u>3か月に1回以上</u>、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p>	<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。</p> <p>3 理事長及び常務理事は、<u>4か月を超える間隔で2回以上</u>、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p>

議長はその賛否を問うたところ、全会一致で決議された。

第10号議案 常勤役員報酬規程の変更の件

福富議長からの指名により、濱田常務理事から内閣府立ち入り調査時に修正するようにとの指摘をうけた「常勤役員報酬規程」について改定の提案がされた。

変更理由：内閣府立ち入り調査時に指摘をうけて改定する。

(指摘事項)

常勤役員報酬規程について、常勤監事を置かないのであれば、規程を削除してください。役員退職慰労金支給規程について、非常勤役員への支給は定款と齟齬がありますので見直しをお願いいたします。また、「寄付行為」を「定款」に修正してください。可能であれば、上記2つの規程を「役員報酬規程」としてまとめてください。

◆2つの規程を「役員報酬規程」としてまとめたもの。

**公益財団法人ソーシャルサービス協会  
役員退職慰労金支給規程**

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ソーシャルサービス協会（以下「財団」という）定款28条の規定にもとづき、役員の退職慰労金に関し、必要な事項を定めることを目的とし「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」並びに「公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下認定法という。）の基準に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、常勤の役員に適用する。

2 退職慰労金は、役員として円満に勤務し、辞任または死亡により退職した者

に支給する。

3 次の各号のひとつに該当するときは、退職慰労金を減額し、または支給しないことができる。

(1) 退職にあたり、所定の手続及び事務処理などをせず、財団の業務運営に重大な支障をきたした場合

(2) 退職にあたり、財団の社会的信用を傷つけ、または在職中知り得た財団の機密を漏らし、本財団に損害を与えた場合

(3) 定款の規定に基づき、役員を解任された場合

(4) その他前各号に準ずる行為があり、理事会において減額ないし不支給を適當と認めた場合

(支給基準)

第3条 退職慰労金は、役位別最終月額報酬×70%に本規程第5条で算出した在職期間の係数を乗じて算出した金額。

(特別功労金)

第4条 理事長は、在職中特に功績顕著と認められる役員に対しては、理事会の同意を経て前条により算出した金額に、その30%を超えない範囲で特別功労金として別途支給することができる。

(在職期間の係数計算)

第5条 役員の在職年数は、役員就任の月から退任又は死亡の月までとする。

2 在職年数は、1ヵ年単位とする。ただし、在職年数に1年未満の端数があるときは、月割計算とする。

(退職慰労金の支払)

第6条 この規程による退職慰労金、特別功労金は、完全に引継ぎ事務が完了し、かつ、財団に対して債務のある場合は、その債務を返済した者に対して、以後2ヵ月以内に支払うことを原則する。

(協議事項)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会において協議し、決定するものとする。

(公表)

第8条 財団はこの規程をもって、認定法20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経ておこなう。

附則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

平成26年8月6日から一部改正し施行する。

平成30年3月23日から一部改正し施行する。

議長はその賛否を問うたところ、全会一致で決議された。

#### 第11号議案 次回評議員会開催の件

福富議長からの指名により、濱田常務理事から次回第15回評議員会の開催について6月27日(水)午後1時～5時の提案がされた。

議長はその賛否を問うたところ、全会一致で決議された。

以上をもって、すべての議案の審議を終了したので、午後3時10分、福富議長は閉会を宣言し解散した。

上記の決議を確認するため、議長および議事録署名人の評議員2人がこれに署名捺印する。

2018年3月23日

公益財団法人ソーシャルサービス協会  
第14回評議員会

議事録署名人

議 長 福富 保名 印

評 議 員 廣瀬 肇 印

評 議 員 宮本 禮二郎 印